

一般社団法人 日本集団精神療法学会名誉会員規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本集団精神療法学会（以下、本会という）定款第8条の規定に基づき、本会名誉会員選出について必要な事項を規定する。

(選出基準)

第2条 名誉会員の選出については、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 集団精神療法及び本会の発展に多大な寄与をした者
- (2) 本会の学術大会において大会長を務めた者
- (3) 本会の理事長もしくは、理事を2期以上務めた者

(選出方法)

第3条 名誉会員は、下記の要領により選出される。

- (1) 理事会において、理事長は年に1回、名誉会員候補者の推薦を發議する。
- (2) 名誉会員候補者を推薦する理事は、氏名、選定条件の充足状況及び推薦理由を記載した文書を作成し、理事長に提出する。名誉会員候補者を推薦する文書の書式は、自由とする。
- (3) 名誉会員候補者として理事会の承認を得られた後、理事長は、同候補者に諾否の意向を打診する。
- (4) 理事長は、受諾の意向を確認した名誉会員候補者を名誉会員として代議員会に推薦し、承認を得る。
- (5) 理事長は、代議員会にて名誉会員の承認を得た者を、学会総会で紹介する。

(権利)

第4条 名誉会員は次の権利を与えられるものとする。

- (1) 代議員会、学会総会に出席し意見を述べること。
- (2) 名誉会員に選定された翌年度から、会費納入が免除されること。
ただし、学術大会等への参加もしくは研究発表を行う場合、参加費等は支払うものとする。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議を持って行う。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に

関する法律の施行に伴う関係法規の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法規第106条1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。